# 障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業と居住支援法人の連携の実際

株式会社あんど
共同代表　友野　剛行

# 自立生活援助事業とは？
# ～自立生活援助の運営ガイドブックより～

# 自立生活援助事業とは？
# ～自立生活援助の運営ガイドブックより～

## Ⅱ．自立生活援助の概要と特色

**自立生活援助は、具体的にどのような人が利用でき、どのような支援を受けられるのでしょうか。本章では、自立生活援助を利用できる対象者やサービス内容の他、令和3年度の報酬改定を踏まえた人員配置基準や報酬設定、その特色について見ていきます。**

**また、他のサービスと比べた際の自立生活援助の特色についてもご紹介いたします。**

### 1．サービスの概要

自立生活援助は、「居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。」と規定されています。

わかりやすく言えば、「障害者が一人暮らしを始めた時に、生活や健康のこと、生活をしていく上での様々な手続きなどについて、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問によって必要な助言や関係機関等との連絡調整などの支援を行い、暮らしの安心・安全を確保していく。」というサービスです。

# 自立生活援助事業とは？
# ～自立生活援助の運営ガイドブックより～

**（1）サービスの対象者**

サービス対象者は以下のとおりです。

1．障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等（※1）から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
2．現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※2）
3．障害、疾病等の家族と同居しており、（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（※2）

※1　① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者
※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象
② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
③ 精神科病院に入院していた精神障害者
④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者

# 自立生活援助事業とは？
# ～自立生活援助の運営ガイドブックより～

自立生活援助は、一人ひとりの取組む課題やその方のペースに合わせて「定期的な訪問」だけではなく「随時の対応」や「同行支援」を組み合わせて行うことができる柔軟性の高い支援です。地域生活支援員は、ご本人の生活する場に赴き、マンツーマンで細やかに関わる中で必要な取組みを一緒に行ったり、役立つ工夫を一緒に考えます。それぞれの希望に応じて取組む内容は異なり、その時々の状況や地域の事情によって、焦点を当てる部分も変わっていくでしょう。ご本人の暮らしぶりをつぶさに把握し、ご本人に合わせて対応する姿勢が大切になります。

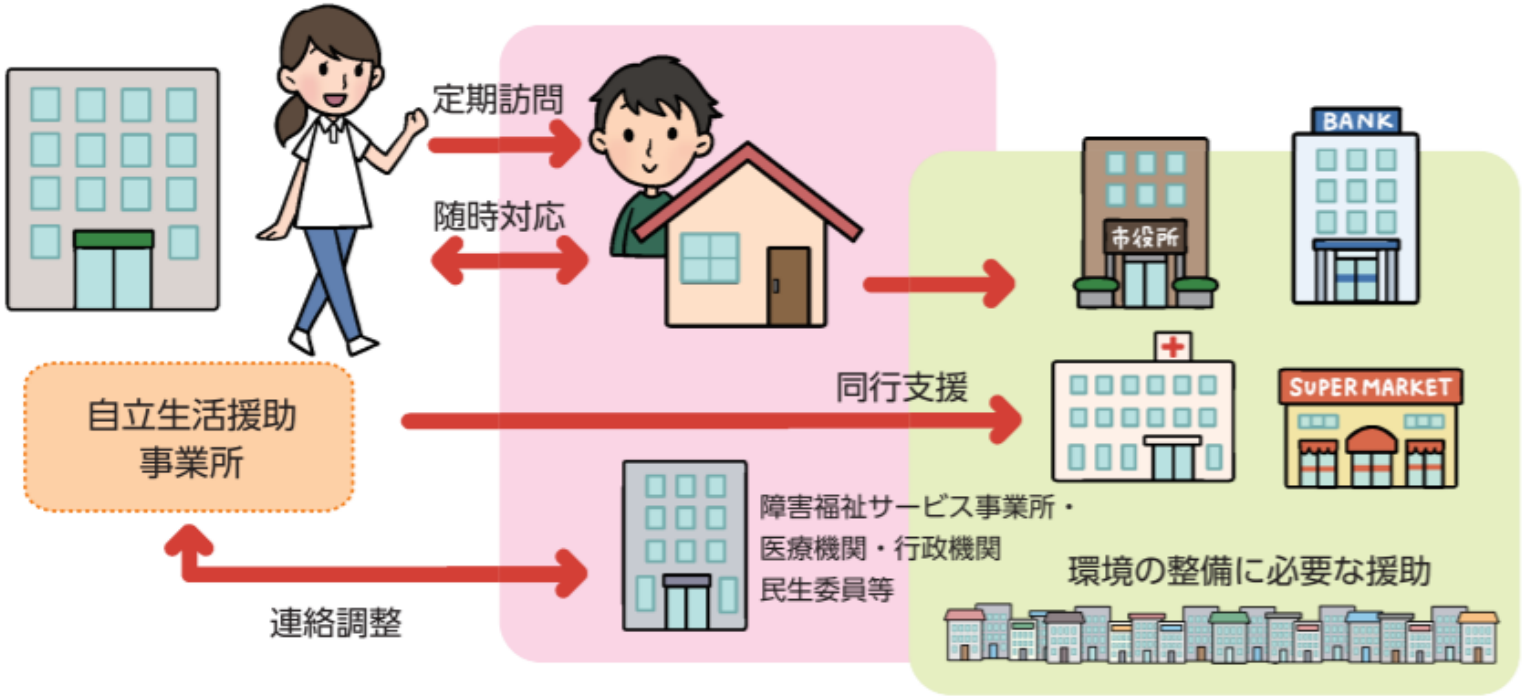

# 自立生活援助事業とは？
# ～自立生活援助の運営ガイドブックより～

## 参考 自立生活援助と居住支援法人の連携の促進

令和３年度より、居住支援と自立生活援助の連携が報酬における加算の対象として評価されるようになります。どのような連携が評価の対象になるのかについて、具体的なケースをご紹介いたします。

**１．居住支援法人と連携して継続的な支援を行うケース**

精神科病院に長い入院をしていたAさんは、車椅子を使用しているため一人暮らしは難しいだろうと退院をあきらめていました。物件を探してもご本人の希望に合ったアパートがなかなか見つからず、住みたい物件は玄関までのスロープが短く、高さもあって自走での移動が難しく、諦めざるを得ませんでした。困っていた時に居住支援法人を知った相談支援専門員は、ご本人と一緒に相談に行きました。

居住支援法人は住宅関係者との連携ができており、間もなく物件の提案をしてもらうことができました。また、ご本人が本当に住みたい物件があったことを知ると、大家にスロープの設置についての提案をしてくれました。工事が終了するまでに多少の時間を要しましたが、最終的にご本人が住みたいところに入居することができました。その後も、居住支援法人の支援者の方と、工事の進捗状況や退院後の生活について情報を共有するための場を定期的に持ちました。現在は自立生活援助を利用するAさんについて、役割分担を行いながらご本人をサポートしています。

上記のようなケースは、以下２つの要件を満たす場合、令和３年度より**「居住支援連携体制加算」**の対象となります。

①居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。

②月に１回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。

# 自立生活援助事業とは？
# ～自立生活援助の運営ガイドブックより～

**2．居住支援法人と相談の上協議会へ報告するケース**

地域移行支援を進めていく上で要とも言える住宅の確保ですが、ご本人の住みたい家が見つかっても最終的に断られてしまい入居に至らないというケースがありました。その理由は、大家が障害者に部屋を貸すことを不安に思っているからで、不動産業者にはどうしようもないと説明がされました。その後、保証人の問題をクリアできない方のケースにおいて、居住支援法人に関わってもらった際にも同じようなことがあり、障害者への貸し渋りにより、地域移行支援が進まないのは解決すべき課題であるという認識を持ちました。そこで地域の自立支援協議会へ、障害者の人がアパートを借りられずに地域での暮らしの実現を阻む現状があること、またその理由が大家の不安が理由であるということを報告しました。同様の事例が集まっていたこともあり、プロジェクトチームにおいて「大家の不安がどんなところにあるか」「そのためにどんな対策が必要か」について不動産関係の方々との意見交換の場を設けました。

障害各分野の従事者やご本人のほか、宅建協会と課題を共有し、不動産会社の不安、大家の不安や心配事について抽出することができました。このような経過から、「生活サポートシート」の作成が実現しました。協議の場を活用できたことで、不動産関係者との顔の見える関係が構築でき、また、生活サポートシートを活用することでご本人とともに、希望を持って家探しをすることができています。

上記のようなケースは、令和３年度より**「地域居住支援体制強化推進加算」**の対象となります。
この加算は、地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価するものです。

# 自立生活援助事業をSWOT分析すると

| | プラス要因 | マイナス要因 |
|---|---|---|
| 内部要因 | Strength（強み）<br>定期訪問・臨時対応・同行支援などを、ボランティアでなく報酬対象として行えるので、入居者負担が少ない。 | Weakness（弱み）<br>これまでの福祉の中には不動産業的な視点やノウハウがあまりないため、実際の入居支援（入り口支援）が難しい。 |
| 外部要因 | Opportunity（機会）<br>地域共生社会モデルとして、＜自立した地域生活＋地域での支え合いの関係＞を推進する事業になる。 | Threat（脅威）<br>地域によっては軽度者向けのグループホームが急増し、軽度者の奪い合い・抱え込みの状況にあり、一人暮らし支援が定着しにくい。 |

# 居住支援法人事業をSWOT分析すると

| | プラス要因 | マイナス要因 |
|---|---|---|
| 内部要因 | Strength（強み）<br>不動産的視点と福祉的視点の組み合わせによって、入居者だけでなく物件オーナーの「安心」を生み出す仕組みがある。 | Weakness（弱み）<br>入居者の安定した暮らしを支えるための見守り支援や緊急時対応が入居者自己負担（サービス報酬がない）になるので、事業として回していくのが困難。 |
| 外部要因 | Opportunity（機会）<br>地域共生社会モデルとして、＜自立した地域生活＋地域での支え合いの関係＞を推進する事業になる。 | Threat（脅威）<br>国交省からの補助金（年額数百万円）は数年で切れるため、それ以降の事業運営が難しい。 |

# 自立生活援助事業と居住支援法人が手を組むと！

**自立生活援助事業**

・居住支援連携体制加算などの加算がもらえる。
・入居物件探しがスムーズになり、オーナーの安心にもつながり、生活の安定につながる。
・家賃債務保証を受けやすくなり入居のハードルが下がる。

・入居者の障害特性などの理解が進み、生活の支援がしやすくなる。
・定期訪問・臨時対応・同行支援を頼めるので、支援の効率化が生まれる。

**居住支援法人**

# 連携のスキーム

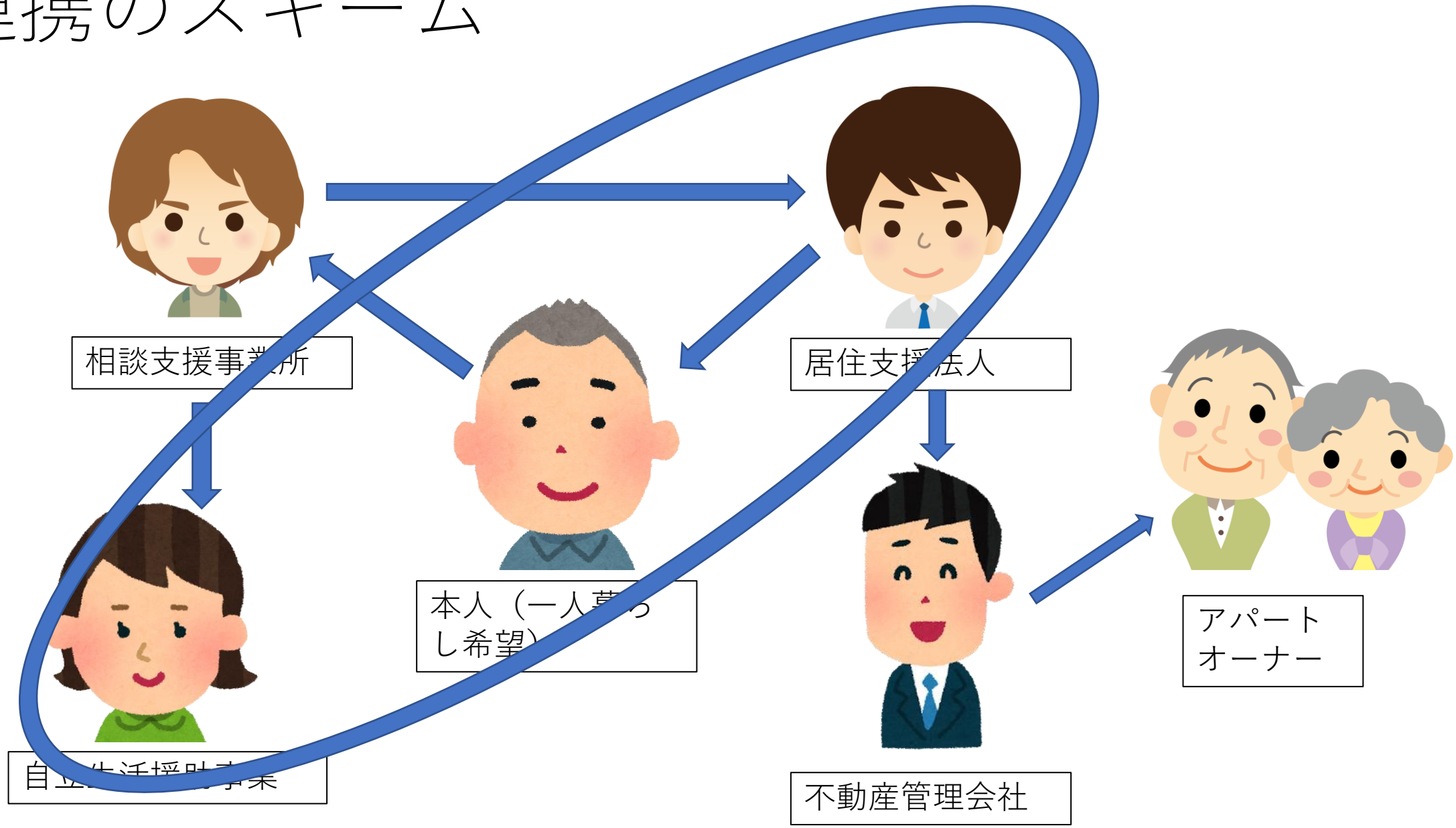

# 連携支援事例①

■ 知的障害がある方（Eさん）の居住支援の例

**プロフィール**

- **両親が他界**して、「きょうだい」および家族と暮らしていたEさんは、**５０代軽度知的障害**を持つ方。
- 障害者枠ではあるが、立派に働き、２０万円近い給料を手にしていた。

**触法の背景**

- 休日のある日、寂しさと気の緩みで軽犯罪を犯してしまう。
  →担当弁護士より居住支援法人に相談が入る。
  →その軽犯罪を犯したEさんに対して、「きょうだい」および家族が今後の同居を拒否。
  →執行猶予付き判決が出るだろうという前提で、大至急で住む場所を探す必要が生じる。

**グループホームへの入居**

- 拘置所での面会だけでは、どんな支援の組み立てが必要かも分からない。そこでその居住支援法人は、グループホーム運営事業所に相談。まずはグループホームでの受け入れという方法をとった。
- Eさんは金銭管理が苦手な面があったため、居住支援法人が、Eさんとの間で金銭管理等援助サービスの委任契約を結び、Eさんのグループホーム入居にあたっての身元保証を行うことにした。

**経済状況の把握と対応**

- Eさんの預金通帳を預かった居住支援法人は、Eさんが「きょうだい」から経済的虐待を受けている可能性があることを知り、調査を開始。
  →結果、Eさんの給料の大部分は「きょうだい」の手に渡り、Eさん自身はほとんどお金を持たされていなかった。（それが軽犯罪の原因にもなった。）
- そのEさんの「きょうだい」が、亡くなった親名義の今の家を売却し、その代金をEさんには渡さずにすべて自分たちのものにしようとしていることが判明。
  →居住支援法人のネットワークを活用し、Eさんに移行型任意後見人をつけることにした。
  →その後見人が、家の売買に関する委任契約をEさんと結び、「きょうだい」に対峙。無事に売却代金の半分を手にすることができた。

**一人暮らしの開始**

- Eさんが、いよいよグループホームから単身生活に移行を希望。
  →居住支援法人がアパートをサブリースの形で用意し、家賃保証を行う。
- そして住まいに関するトラブルへの対応を居住支援法人が行い、単身生活移行後の定期的な巡回支援をグループホーム運営事業所が自立生活援助事業として行い、連携してEさんの単身生活の支援を行った。

# 連携支援事例②

■ 精神障害がある方（Dさん）の居住支援の例

**プロフィール**

- Dさんは精神障がいを持つ４０代男性。幼少期の家族からの虐待がトラウマとなっており、人間関係で躓いてしまう傾向の強い人であった。

**グループホームでの支援**

- 元々調理師として調理の仕事を行い、一人暮らしをしていたが、近隣住民とのトラブルを繰り返してしまい、グループホームでの生活に変わった。
- しかし元々は料理が好きで、自活への意欲は高かったため、グループホーム（共同生活）からサテライト住居（グループホーム入居者としての支援を受けながら、ワンルームアパートなどで自立に近い生活を行う）に移住。

**一人暮らしに向けた支援の開始**

- サテライト住居での生活が２年を迎え、いよいよグループホームを出て自立生活に移行する準備を開始する。（サテライト住居は制度上２年間まで。自立がまだ難しい場合は延長もあり。）
- しかし、今住んでいる住居が気に入っており、近隣の住民とも良好な関係であるため、そのままアパートで暮らしながら、その場所を＜サテライト住居⇒本人名義の一人暮らし＞に変更しようとした。

**不動産契約に係る問題の発生**

- ここで、予想外の問題が発生。不動産管理会社から、法人名義での賃貸であれば契約可能だが、Dさんの名前での契約はできない、と告げられる。理由は、家賃債務保証会社が精神障害者に対して家賃保証を拒んだためとのこと。

**不動産契約に係る問題の解決**

- このような問題に対し、居住支援法人は以下のように対応。

① グループホームを運営するA法人が、居住支援法人のB法人に家賃債務保証を依頼。
② B法人が家賃債務保証を行う条件として、A法人が自立生活援助事業として、Cさんの見守りを継続することを提案。
③ 居住支援法人のB法人が、夕食提供と居場所の提供を得意とする居住支援法人のC法人に協力を打診。
④ B法人が不動産管理会社に行き、A法人、B法人、C法人の連携で生活を支えることと、家賃債務保証は自前で行うことを提案。

- 上記の取組により、Dさんは無事に本人名義でそのアパートの賃貸借契約を行うことができ、本人の自立した生活が実現しました。

ご静聴ありがとうございました！